

# 第3次高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画の概要

## 計画の基本的な考え方

- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年4月1日施行)に基づき策定。
- ・犯罪のない安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための県の行動計画。
- ・第1次計画は平成19年に策定。(5年ごとに改訂)
- ・第3次計画の計画期間は平成29年度から平成33年度までの5か年。
- ・外部の委員で構成する高知県安全安心まちづくり検討会の意見を計画に反映。
- ・高知県犯罪のない安全安心まちづくり庁内推進会議が計画の進捗管理を行う。

## 計画策定の背景

### 【高知県の現状】

- ・平成27年国勢調査による本県の人口は728,276人。平成22年調査時から36,180人減少。高齢化率は32.8%で、全国平均の26.6%を大きく上回っている。(平成27年10月1日現在)
- ・地域の支え合いの力が弱まっている、と感じている人の割合は45.7%。(平成26年度県民世論調査)
- ・7割以上の人々が、本県は治安が良く安全で安心して暮らせる県だと考えている。(平成27年度警察県民世論調査)
- ・自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと不安になる場所として、路上に次いで多くの人々がインターネット空間を挙げている。(平成27年度警察県民世論調査)
- ・暴力団は、企業活動を装ったり公共工事に介入するなど活動実態を隠蔽しながら様々な分野に進出している。また、県民生活に巧みに入り込んでおり、社会の脅威となっている。
- ・30年以内に70%程度の確率で南海トラフ地震が発生するといわれており、大規模災害発生時の犯罪にも備えた取組が必要。

### 【第2次計画の成果と課題】

- ・本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に8年連続して減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けている。

※高知県警察犯罪統計資料

	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全国	2,050,850	1,908,836	1,818,023	1,703,044	1,585,856	1,480,760	1,382,121	1,314,140	1,212,163	1,098,969
高知県	10,952	11,265	10,439	9,751	8,689	8,007	7,082	6,530	5,710	5,664

- ・ただし、刑法犯全体に占める高齢者に対する刑法犯の割合が増加(H23:8.4%→H27:14.4%)
- ・侵入盗や乗り物盗等の街頭犯罪等は、刑法犯全体の約4割を占めている。
- ・住宅対象の空き巣や忍込み等の被害のうちの多くは、無施錠の玄関や窓から侵入されたもの。(平成27年中 172件/226件 県警犯罪統計)
- ・乗り物盗や車上ねらいの被害のうちの7割以上は鍵をかけていない時に被害に遭っている。
- ・刑法犯のうち約6割が、道路や駐車場、公園などの公共の場所や住宅といった身近な場所で発生している。(H27年中)
- ・子どもに対する声かけ事案等は、誘拐や性犯罪の前兆とみられる「声かけ」、「つきまとい等」、「わいせつ目的」が全体の半数以上を占め、小学生に対する発生が多い。
- ・特殊詐欺の被害総額は毎年1億円超と高額であり、また新たな手口も編み出されている。
- ・平成27年度に女性相談支援センターが行った一時保護のうち、DVを理由とするものが全体の約7割を占め、また若者のデートDVIに対する意識が低い。
- ・平成27年度の児童虐待の認定件数は379件であり、統計を取り始めてから最多となった。
- ・平成26年度の高齢者虐待と認められた件数は90件であり、前年度から32件増加。
- ・平成27年度の障害者虐待(使用者による虐待を除く)と認められた件数は20件であり、前年度から11件増加。
- ・本県の少年の非行率は全国の非行率より高く、また非行の低年齢化が危惧される状況。

### 【第3次計画における重要な取組】

第2次計画では、5つの重点目標を定め、これに基づく様々な取組を行ってきた。その結果、本県における近年の刑法犯発生件数は、平成19年を境に毎年減少し、平成22年以降は毎年過去最少を更新し続けている。その一方で、上記のような課題も多く残っているため、第3次計画では、第2次計画の基本的な枠組みは継承し、引き続き次の5つの重点目標を定め、本県の現状や課題に対応した以下の重要な取組を実施していく。

- 1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
  - ・防犯活動におけるリーダー等の養成
  - ・自主的な防犯活動の促進につながる広報啓発
- 2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
  - ・地域における推進体制の活動支援
  - ・サイバー空間における犯罪被害の抑止等
- 3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する
  - ・高齢者、障害者、女性、子どもの見守り活動の促進
  - ・子どもの安全を確保する人材の確保等
- 4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
  - ・公共の場所における防犯カメラの設置促進
  - ・深夜小売店舗との連携強化等
- 5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する
  - ・大規模災害に備えて市町村、防犯活動団体への継続支援
  - ・自主防災組織等の研修会を通じ防犯活動への参画を促進

## 第3次計画の取組体系

【計画期間:平成29年度から平成33年度の5箇年】

### 重点目標1 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する

#### 【基本的方策1 県民一人ひとりの防犯意識を高める】

- ①広報・啓発の充実・・・広報紙やラジオによる広報、啓発及び条例等の情報提供等を行う。
- ②犯罪の発生状況や防犯対策に関する情報等の提供

#### 【基本的方策2 県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する】

- ①広報・啓発の充実
- ②情報共有の促進・・・各職域団体と情報共有の機会を拡充する。
- ③防犯活動団体に対する支援
- ④防犯活動を担うリーダーの育成
- ⑤事業者による活動の促進
- ⑥高齢者による活動の促進
- ⑦幅広い世代の地域活動への参画の促進

暴力のない社会の実現

### 重点目標2 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める

#### 【基本的方策1 県民運動として取り組むための仕組みをつくる】

- ①広報・啓発の充実
- ②全県的な推進体制の強化
- ③地域における推進体制づくりに対する支援
- ④市町村に対する支援
- ⑤暴力団を許さない社会づくりに対する支援・・・行政、各種業界、地域・職域等が行っている暴力団排除のための活動を支援する。

社会全体におけるセキュリティ意識の向上

#### 【基本的方策2 日常生活の場におけるネットワークをつくる】

- ①ネットワークづくり・・・見守り協定締結業者等に見守り活動への参加を働きかける。

#### 【基本的方策3 サイバー空間における被害を抑止する取組を促進する】

- ①広報・啓発の充実・・・サイバー空間の脅威への注意喚起、基本的な知識の普及啓発に係る広報を行う。
- ②情報共有の促進・・・産業界、学術機関等が持つ対処経験を全体で蓄積、共有する。
- ③サイバー空間の脅威に対処できる人材の確保及び育成・・・学校と連携し、情報セキュリティ等の素養がある人材の確保、育成を推進する。

### 重点目標3 高齢者、障害者、女性、子ども等の安全を確保する

#### 【基本的方策1 学校等における児童等の安全を確保する】

- ①児童等の安全の確保のための指針の周知及び助言
- ②安全確保体制づくりの促進・・・危機管理マニュアルを実効性を維持するため、点検や見直しを実施する。
- ③児童等の見守り活動等の推進
- ④児童等への安全教育の充実
- ⑤防犯環境整備の促進

#### 【基本的方策2 通学路等における児童等の安全を確保する】

- ①児童等の安全確保のための指針の周知及び助言
- ②児童等の見守り活動等の促進・・・登下校時の見守り活動やセーフティステーションの設置の働きかけを行う。
- ③環境整備の促進

#### 【基本的方策3 子どもの安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実
- ②子どもたちを健やかに育てる取組・・・虐待やいじめから子供を守るため、学校やPTA等とのネットワーク活用に取り組む。子どもがネット上のトラブルに巻き込まれないよう、フィルタリングの普及やモラル教育を行う。

#### 【基本的方策4 高齢者、障害者、女性の安全を確保する】

- ①広報・啓発の充実・・・虐待やDVを許さない気運を高めるための広報啓発を行う。DV加害者、被害者を生みださないための予防教育を充実する。
- ②高齢者の見守り活動の推進・・・特殊詐欺等の被害に遭わないための防犯教室等を開催する。
- ③障害者の見守り活動の推進
- ④女性の犯罪被害回避に関する取組

#### 【基本的方策5 観光旅行者等の安全を確保する】

- ①安全情報の提供・・・外国人観光客等に対する安全情報の提供。
- ②従業員等に対する防犯教育の促進

### 重点目標4 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する

#### 【基本的方策1 犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場を普及する】

- ①道路等の構造、設備等に関する指針の周知
- ②道路、公園、駐車場及び駐輪場の整備
- ③防犯カメラの設置の促進・・・市町村、事業者等が行う防犯カメラの設置に対する補助。

公共の場所などにおける犯罪防止

#### 【基本的方策2 犯罪の防止に配慮した住宅を普及する】

- ①住宅の構造、設備等に関する指針の周知
- ②住宅の安全に関する情報の提供
- ③公営住宅の防犯指針に基づく整備

#### 【基本的方策3 犯罪の防止に配慮した店舗等を普及する】

- ①金融機関に対する啓発
- ②深夜小売店舗に対する啓発

### 重点目標5 南海トラフ地震等の大規模な災害に対応した防犯対策を推進する

#### 【基本的方策1 市町村による災害時の防犯対策を支援する】

- ①地域の防災計画への「防犯の視点」の反映
- ②地域の防災計画に盛り込まれている「防犯の視点」の重要性の広報・啓発
- ③発生前の備え及び発生後の対応への支援

#### 【基本的方策2 防犯活動団体等による災害時の防犯対策を支援する】

- ①防犯活動団体等の活動促進と早期始動に対する支援
- ②自主防災組織による防犯活動への参画の働きかけ

#### 目標数値

- ・ あんしんFメール登録者数 14,500名
- ・ 防犯活動団体の活動内容等の公表件数 100件
- ・ 危機管理マニュアルの策定率100%
- ・ 危機管理マニュアルの改訂率 100%
- ・ すべての学校等の安全点検の実施率 100%
- ・ (小学校)地域ボランティアによる校内外の巡回等実施率 100%
- ・ 小学校の通学路の安全点検の実施率 100%

県民や本県を訪れる人すべてが、安全で安心して暮らし、滞在することができると高知県